

輸出注意事項15第52号
平成15・12・15貿局第1号
平成15年12月24日
貿易経済協力局

「通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について」の一部改正について

「通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について」（平成8年9月4日付け8貿局第365号）の一部を下記のように改正し、平成16年1月20日から実施する。

記

別記1の2中「、大韓民国」を削る。

別記1の3中「及び大韓民国」を削る。

別記3の4の(2)を次のように改める。

(2) 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。）第7条第1号八のうち貨物等省令第8条第9号に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するものに該当する貨物若しくは貨物等省令第8条第9号に該当する貨物の輸出又は貨物等省令第20条第2項第9号のうち貨物等省令第8条第9号に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するプログラム若しくは貨物等省令第21条第1項第9号のうち貨物等省令第8条第9号に該当する貨物の機能を実現するためのプログラムの提供を目的とする取引については、3の誓約書の提出を要しない場合がある。

付表の8中「第20条第2項第6号から第9号」を「第20条第2項第1号若しくは第3号又は第9号から第12号」に改める。